

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ⑤

田鎖麻衣子

去る六月三日は法制審議会・刑事法（情報通信技術関係）部会の第十一回会議の開催日。電ヶ閑では「刑事手続きIT化に反対する会」（救援連絡センターも「共同呼びかけ」団体）の方がビラをまきをしていました。そのビラ掲載の四月一日付救援連絡センター総会決議によると、司法手続IT化に対する意見として、「代理監獄」に代用監獄対応によって「勾留質問は、手間の省略で、若干コメントする。」前記総会決議の第二項には、次のようになくなりがある。「オンラインでの弁解録取や勾留質問は、押送の手間の省力化でしかない。」被疑者は代用監獄（留置場）で捜査官の手元に長時間留め置かれたまま取調べにあたる。「連れていかれること」が可能となる。こうし

て、要されることになる。「行かれる」とは、裁判官（傍聴引用者）たしかに、官の面前へと文字通り物理的に移動することではない。留置場に戻されることはない、この点においては、身体の安全に対する権利、そして拷問及び残酷な、非人道的である、と自由権規約で、被疑者は警察留置場（勾留決定前の段階）で、被疑者が裁判官の前に赴くことによっては、身体の安全に及ぼす影響が、必ずしも考慮されるべきである。そこで、日本は決定的な違いがある。

委員会は明言する。その趣旨は、再度の抑留（日本の場合には勾留）をするか、それとも放すべきかを判断するための審理の場、規約委員会の一般的の見三五号パラ34参照）。被疑者が実際に在席することにより、身体は到底捉えきれない。大な問題を孕んでいる。日本も批准する国際人権（自由権）規約九条三項は、「刑事上の官は、被疑者の身体に拘束中に受けた取扱について裁判官が確認できるようにすることとある。たとえば裁判官は、被疑者の身体は以前へと物理的には引き戻され、その結果を招来しかねない。警察庁は七月三日、「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重

て、被疑者が裁判官の前に赴くことによっては、身体の安全に及ぼす影響が、必ずしも考慮されるべきである。そこで、日本は決定的な違いがある。

た後も、被疑者が警察留置場に戻されることはない、この点においては、身体の安全に及ぼす影響が、必ずしも考慮されるべきである。そこで、日本は決定的な違いがある。

し、異常を検知する技術の留置管理業務への活用可能性を調査・検討する」としているが、弥縫策にすぎない。

熱筆時（七月四日）現在、法制審議会の動きを受け、各地の弁護士会がオンライン接見の法制度化を求める意見書を

統々と採択している。その多くに、勾留質問への批判の視点はない。だが、代会は、決して奪われてはならないのである。（二〇月号に続く）

て、被疑者が裁判官との面し質問を受ける機会は、決して奪われてはならないのである。